

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

# ほうじん本郷

税務ニュース

No. 500

令和3年11月号

<https://www.hongohjin.or.jp/>

## 【目次】

“税を考える週間” 署長講演会を開催 —— 2~3

(本郷税務署Topics)

東京ユナイテッドFCが広報大使に就任しました —— 3

税務署だより —— 4

都税事務所だより —— 5

法人会会員店特集 —— 6~7

相手に伝わる「伝え方」をしていますか —— 8

法人会からの提言 —— 9

法人会の活動 —— 10

事務局だより —— 11



文京菊まつり／「文京区フォトギャラリー」より

# “税を考える週間” 署長講演会を開催

“税を考える週間”協賛行事の一環として「署長講演会&特別講演会」を11月8日(月)、午後1時30分から東京ガーデンパレス「天空の間」において開催し、第一部の署長講演会では、「日本の財政について」と題して、本郷税務署横矢寿彦署長に講演をいただきました。

講演では、まず我が国の財政状況について、①我が国の令和3年度の歳出約106兆円のうち、社会保障関係費、国債費及び地方交付税交付金等が大部分を占めており、このうち社会保障関係費と国債費が年々増加していること、②税収のうち、所得税や法人税の税収は景気動向に左右されやすい一方、消費税の税収は税率によって変動はあるものの、比較的安定していること、③国の借金である国債残高は年々増え続け、令和3年度末には約990兆円に達する見込みであり、日本の公的債務残高はGDPの2.5倍以上に達し、主要先進国の中で最悪の水準となっていること、④今後、我が国の少子高齢化はさらに進行し、社会保障給付費が増加していくことが見込まれるなどのお話がありました。

次に、税務行政の取組について、我が国は納税者自身が、一年間の所得金額とその所得金額に対する税額を計算して申告を行い、確定させた税額を納税者自ら納付する申告納税制度を採用していることから、国税庁では「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことを使命として掲げ、納税環境の整備と適正・公平な税務行政の推進に取り組んでいるとのことでありました。

具体的には、税務行政のデジタル化を推進しており、現在、所得税申告で約6割、法人税申告で約9割がe-Taxによる提出となっているが、今後も利便性の向上を図っていくことで、さらに利用率を高めることを目標としていること、また適正・公平な税務行政を推進するため、調査において重点的に取り組んでいる事項として、消費税の不正還付、富裕層に対する適正課税、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動等に対する適正課税、国際的な課税・徴収逃れへの対応などの取組についてお話をいただきました。



▲本郷税務署 横矢署長



▲開会あいさつを述べる法人会・五十嵐会長

## 本郷税務署Topics



### 本郷税務署・小石川税務署の広報大使に 東京ユナイテッドFCが就任しました!!



▲(左から)本郷税務署横矢署長、東京ユナイテッドFC川越選手、  
同樗選手、小石川税務署青木署長、イータくん

11月5日(金)、本郷税務署において、関東リーグ1部で活躍する東京ユナイテッドFCが、本郷税務署と小石川税務署の広報大使に就任しました。

東京ユナイテッドFCは昨年からは本郷税務署・小石川税務署の広報大使となり、「動画 de 税金クイズ」(YouTube国税庁動画チャンネルで公開中)をはじめとした税知識の普及や、税に関する広報など、様々な活動に協力いただいております。

当日は、チームを代表してDF樗選手とFW川越選手に本郷税務署と小石川税務署の両署長から委嘱状等を交付しました。

# 確定申告は スマホでe-Tax!

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



## 自動計算

画面の案内に沿って入力  
すれば税額まで自動計算



## 自動入力

マイナポータル連携や  
過去の申告データを  
利用して自動入力



## 自宅から

マイナンバーカード  
とスマホでe-Tax!



さらに、令和3年分（令和4年1月以降）からはより便利に！



スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を  
撮影すれば、**金額や支払者情報などが自動  
で入力されます！**

確定申告書等作成コーナーに  
アクセス！

 本郷税務署 03 (3811) 3171(代表)

確定申告



## 12月は固定資産税・都市計画税(第3期分)の納期です

6月にお送りした納付書により、12月27日(月)までに、納付書に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。

納税には安心して便利な口座振替がご利用いただけます。また、金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMのほか、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。

さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できるようになりました。ぜひご利用ください。詳細は、主税局HP「税金の支払い」をご覧ください。

【口座振替のお問い合わせ先】

主税局徴収部納税推進課 03-3252-0955

## eLTAX電子納税が大変便利です

地方税共通納税システムでのeLTAX電子納税が大変便利です。

インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。

さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

また、令和3年10月から都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割の納入が可能となりました。

詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索



都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 💡 スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



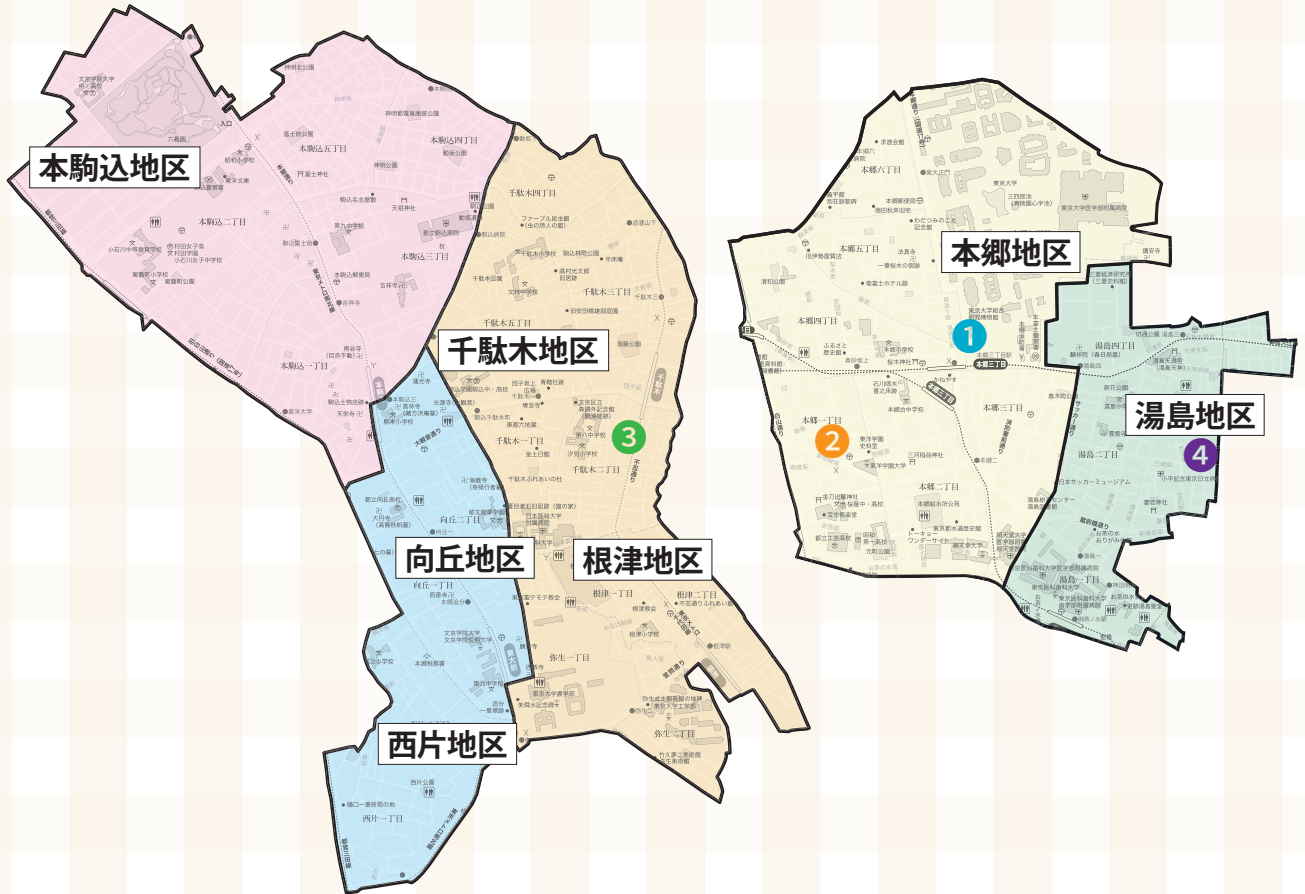
利用できるアプリ(令和3年11月1日時点)



注意事項

- 領収証書は発行されません。
  - 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
  - バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
- 主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

# 法人会 会員店 特集



## 1 和菓子 御菓子処 扇屋



東京都文京区本郷 5-26-5

TEL. 03-3811-1120

URL. <https://www.oogiya.co.jp>

東大赤門前において和菓子の製造販売をいたしております。

本郷といえば、鷗外、漱石、啄木、一葉など多くの文豪や歌人が愛した街。

そんな文教の街、史跡の街、本郷にふさわしい登録商標「赤門もち」、本郷銘菓集「文学散策」、江戸本郷銘菓「加賀鳶」、季節の上生菓子など地域文化や季節を大切にした手作りの和菓子を作り続けております。

現在、四代目も新商品開発、インスタでの情報発信など頑張っています。

2

## お弁当 味の店 後楽

東京都文京区本郷 1-33-7  
東京都文京区本郷 2-34-4 (工場・事務所)  
TEL. 03-3812-6733

URL. <https://www.kouraku.tokyo>



皆さまに愛されて 60 有余年、本郷の地で美味しいお弁当を製造販売しております。

お昼にお手頃な日替わり弁当を工場直売し、近隣の皆さまにご好評頂いております。

他にもお祭りやイベントなどご利用いただけるお弁当のご注文も承っております。お気軽にご相談ください。



ホームページ



ツイッター

3

## 洋菓子 TAVERN

東京都文京区千駄木 3-36-8  
TEL. 03-3821-0214

URL. <https://www.tavern-sendagi.com>



1983 年、団子坂下に開業して以来お客様のお陰でここまでやってまいりました。当初より、良い材料を使いお菓子を作っていました。ケーキ・クッキー・チョコレート・アイスクリーム、どれも丹精込めて作っております。ご贈答・お寛ぎの折りにご使用頂ければ幸いです。これからもよろしくお祈いします。

4

## イタリアン Bistro GRASSO ビストロ・グラッソ

東京都文京区湯島3-9-11エムビル(旧増田ビル)1F  
TEL. 03-3835-1184

URL. <https://www.facebook.com/yushimabistrograsso>  
<https://r.gnavi.co.jp/a718100>  
(ホームページは現在作成中です)



大正浪漫溢れる雰囲気と高知直送の食材を使った地中海料理で皆様をおもてなししております。創業16年目、ランチはパスタを中心としたイタリアン風、ディナーは高知の美味しい食材をおつまみにワインや日本酒、焼酎まで楽しめる居酒屋スタイルで気軽にお楽しみいただけます。高知出身の店長の厳選食材とお酒をどうぞ!

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業時間等が変更になっている場合がありますので、各店にご確認ください。

# 相手に伝わる「伝え方」をしていますか

産業カウンセラー 柏木 勇一

## ◆顔が見えない上司からの指示、困惑する若手社員

新型コロナウイルス感染者が減少、緊急事態宣言も解除されました。一方で新しく取り入れたテレワークを継続している企業も目立ちます。業種次第ですが、経費節減や、働き方改革の一環として、このスタイルが定着する可能性があります。

テレワーク継続を決めた製造業の総務部門で働く M さんから電話相談を受けました。声が低く、やや聞き取りにくい話し方でした。入社2年目、20代の若い社員でしたが、電話口の応対から、悩みの深さを読み取りました。

M さんの業務は、全国の工場の生産計画と工程をまとめて工場に送ることが中心で、事務職なので在宅での業務も可能でした。会社全体の生産目標、過去の実績を把握していなければできません。新人だから分からない点は多く、相談相手もいません。上司からのメールや電話での指示は、社内用語（略語や独特の言い回し）、専門用語が多く戸惑っている、という訴えでした。上司からの指示が伝わらないので、仕事が停滞している状況と言えます。M さんの努力も大事ですが、上司や先輩の態度に課題があることも浮き彫りになりました。

## ◆「相手に伝わる」ことを忘れないように

コミュニケーションの基本は、自分が「伝えた」ことではなく、相手に「伝わった」ことがすべてとされています。「伝えたつもり」にならないで、相手の立場に立って、曖昧さをなくし、明確に言葉にすることを心がける必要があります。M さんの上司の普段の言葉は、つきあいの長い部下や同僚には伝わっていると思いますが、経験の浅い部下、特に新人には、相手が分かってくれる言葉や用語で伝えることが望まれます。そこが欠けていたから M さんが相談してきたと言えるでしょう。

つけ加えれば、電話でも直接でも、話す時は相手の理解を確認しながら話すことが大切です。重要な情報は繰り返して伝えるようにしましょう。

## ◆職場での会話、置き換えてほしい事例を示します

①今日は何をやっていた？ ⇒ 今日締め切りの〇〇はどこまでできている？

(テレワークの会話では多く聞かれる例です。ここでは具体的に。)

②今回は少し多めに発注しておいて。 ⇒ 150個、発注してください。

(ちゃんと数量を伝えることでミスも防げます。)

③早く済ませてね。 ⇒ 今日の15時までにやってください。

(具体的な時間や時刻を指定することで相手も安心します。)

またテレワークでの会話で「こんな感じでまとめて」と言うだけではなく、自分のイメージに近い写真や図をオンラインで見せるのを心がけることで、分かりあえる関係につながります。「伝える・伝わる」コミュニケーションは、それぞれの職場で工夫してみたいかがでしょう。ここでもコロナ禍から学ぶことがあります。

## 【筆者紹介】

柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在 EAP 企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

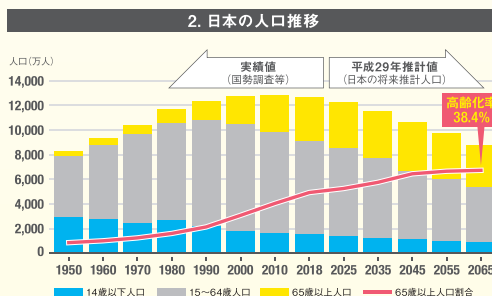
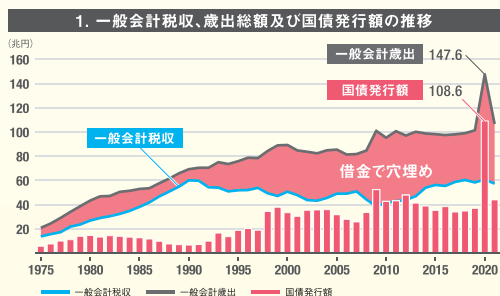


# 中小企業と日本の未来を救うために ポストコロナに向けた 経済再生、財政健全化を求めます!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」[公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）]は、9月21日開催の理事会において「令和4年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け限界に達しており、税財政や金融面からの実効性ある対策が急務であることを求めています。また、膨大なコロナ対策費は、先進諸国においても財政を悪化させましたが、日本とは違い、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めています。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化に取り組むこと、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等が必要です。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三  
伊藤忠商事(株)名誉理事



1. (注1)令和2年度までは決算、令和3年度は予算による。  
[注2]特別公債発行額は、平成22年度は国勢調査による  
平均回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別  
公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への引上げに  
発行を行った減収による増収収入の減少を補填するための臨時  
特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために  
実施する臨時の財源を調達するための復興債、平成24年度  
及び25年度は基礎年金給付率2%の引き上げを実施する財源を  
調達するための年金特別公債を指している。

2. (出所)2018年までの人口は総務省「人口推計」(毎年10  
月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2016年  
は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」2018  
年までの合計特殊出生率(厚生労働省「人口動態推計」、  
2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来  
推計人口」(平成29年推計)・出生中位・死亡中位推計)

## 令和4年度税制改正に関する提言(概要)

### I 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。また、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。また、社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本であり、これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

#### 3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会は「まず魏より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

#### 4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言えない。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

### II 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台

ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

#### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される法人税の軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

#### 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実、特例承継計画の提出期限の延長等
- (3) 取引場のない株式の評価の見直し

#### 4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、

軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特設の配慮をすること。
- (2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。等

### III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。また、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

※ 提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

### 法人会とは

私たちは法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の未来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会では、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。 ※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

## 法人会の活動

## 女性部会が「絵はがきコンクール選考会」を実施

—応募総数435枚—

女性部会（飯村早苗部会長）では、10月8日（金）本郷税務署会議室において、絵はがきコンクールの選考会を実施しました。今年は7～8月にかけて小学生でもコロナが流行し作品が集まるか心配されましたが、管内の小学校5・6年生から435枚の応募がありました。

当日は選考基準に基づき税務署長賞、法人会会長賞などの最優秀賞、優秀賞、入選の選考が行われました。



▲慎重に選考する女性部会の役員

## 「本郷百貨店祭り」に税金コーナーを出展

10月17日（日）、本郷台中学校グラウンドにおいて「本郷百貨店祭り」が開催されました。当日は肌寒い天気でしたが多くの方が来場され、模擬店やフリーマーケットなど様々な催しが行われました。法人会では税金コーナーを出展し、来場者に税金クイズをしていただいたり、税に関するパンフレットなどを配布したほか、「あしながおじさん」募金箱を設置し、14,053円ご寄付いただきました。募金にご協力いただきました皆さま、ありがとうございました。



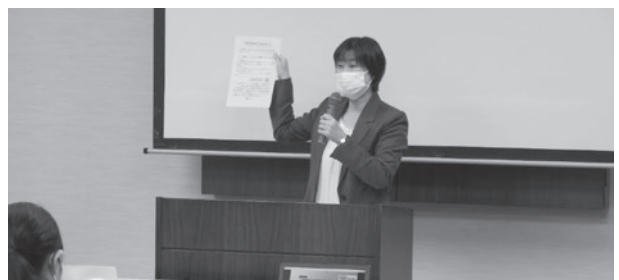
▲当日お手伝いいただいた真島理事（左）と上田理事（右）

## 令和3年分 年末調整説明会を開催

—源泉部会主催—

10月29日（金）、源泉部会の主催による令和3年分年末調整説明会を医科器械会館セミナーホールにおいて開催しました。本郷税務署法人課税第二部門の今福上席調査官、管理運営部門の木下上席徴収官が講師を務め、DVDを使用しながら年末調整事務の仕方や法定調書などについて説明いただきました。

講師の今福上席調査官▶



## “税を考える週間”「署長講演会&amp;特別講演会」を開催

11月8日（月）、東京ガーデンパレスにおいて、“税を考える週間”協賛行事の一環として「署長講演会&特別講演会」を開催しました（署長講演会の要約は2ページ目ご参照）。

署長講演会に続き、「ストレス時代を生きるための～心と身体の健康術～」と題し、医学博士・心療内科医・産業医である海原純子氏からストレスの知識や心の健康のサインなどについてご講演いただきました。



▲講師の海原純子氏

# 事務局だより

## 令和4年新春講演会・新年賀詞交歓会のご案内

- 日 時：令和4年1月21日（金）16:30～18:00
- 会 場：東京ガーデンパレス「高千穂の間」（文京区湯島1-7-5）
- テーマ：「笑い笑顔で商売繁盛」  
落語家 柳家三之助 師匠

※講演会のみは無料

※感染症拡大状況により、変更等になる場合がございます。あらかじめご了承ください。



## 新規会員様、ぜひご紹介ください！

法人会では、税務や企業経営に関する各種研修会の開催、社会貢献事業、異業種間の交流など、幅広い事業活動を積極的に展開しています。

また、若手経営者等による青年部会、女性会員による女性部会では、小学6年生を対象とした租税教室や、税に関する絵はがきコンクールなど活発な活動を行っています。

たくさんのメリットがあります！

- 税務署や専門家と協力し、実施している税と経営に関する研修会、講習会、説明会等に参加できます。
- 「インターネットセミナー」、「宅配セミナーDVDレンタル」サービスが無料です（一般経営、税務、人材育成等、様々なDVDをご用意しております）。また、インターネットセミナーはログインすれば無料で視聴できます。社員研修用プログラムとしてもご活用いただけます。
- 経営に関する課題・問題について、専門家（社会保険労務士、税理士、弁護士等）による各種相談を受けることができます（無料）。
- 大同生命・AIG損保・アフラックとの提携による、経営者大型保障制度や企業をリスクから守る保険、従業員の皆さまもご加入いただける個人の保障制度まで、法人会割引制度で通常より低額でご加入いただけます。
- ラフォーレ倶楽部、プリンスホテルなどの保養施設を会員価格でご利用いただけます。  
このほかにも経営に役立つメニューや、会員価格でご利用いただける福利厚生制度を取り揃えています。

新規入会は随時受け付けております。会員の皆様の知人やお取引先の経営者の方で、法人会に未加入の方がおりましたら、ぜひご紹介ください！

### 本郷法人会事務局

TEL:03-3812-0595 FAX:03-3815-2401

e-mail:info@hongohojin.or.jp

## 11月号編集後記

本郷法人会とのお付き合いは“割烹かねこ”さんで開催された支部役員会に出席して以来27年になりますが、由緒ある本郷法人会の会長を拝命するとは夢にも思いませんでした。その本郷法人会は本年創立70周年という節目を迎えます。今年は開催出来ませんが、事情が許せば来年改めて式典、懇親会を開催出来ればと思っています。人と人が顔を突き合わせて話をし、時にはお酒も飲み交わして会を盛り立てていくことこそが会の存在意義だと思います。そのような状況になることを願うばかりです。

広報委員兼会長 五十嵐

- 令和3年11月号（No.500）発行所 公益社団法人 本郷法人会 発行人：広報委員長 鶴野 眞理子  
〒113-0033 文京区本郷 3-26-8 数寄屋ビル2階 電話 3812-0595 FAX 3815-2401  
URL : <https://www.hongohojin.or.jp/>



会員だけの特典！  
料金無料！

## セミナーDVDレンタルサービス！

会社や自宅にしながら、インターネットから見たいDVDの予約ができます。  
忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適。お気軽にご活用ください。

### ■お申し込みは簡単！

- ①ネットで申し込み
- ②オフィス・ご自宅へお届け
- ③ポストにご返却

### ■豊富なテーマから選べます！

一般経営、税務、人材育成、実務家、  
健康・ライフスタイル等々

本郷法人会 セミナー DVD レンタルサービス

<http://www.svrent.com/svr/tohoren/h1378/svrinfo.html>

## 消費税の期限内納付を忘れずに。



消費税には申告・  
納付期限<sup>(※1)</sup>が  
あります。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

個人事業者の方  
は振替納税も  
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※2)</sup>。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

期限内納付が難しい場合は、  
所轄の税務署(徴収担当)へ  
ご相談ください。<sup>(※4)</sup>

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup>